

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、令和 8 年 6 月 24 日農用地利用集積等促進計画（賃借権の設定等）を認可した。

令和 8 年 6 月 26 日

愛知県知事 大 村 秀 章

農用地利用集積等促進計画の概要

賃借権の設定等を受ける土地の所在する市町	賃借権の設定等を受ける者の数	賃借権の設定等を受ける土地
岡崎市（権利設定）	27 者	池金町字上外田 17 番 1 ほか 97 筆
岡崎市（権利移転）	1 者	西大友町字堂後 15 番 1 ほか 9 筆
碧南市（権利設定）	14 者	江口町 1 丁目 8 番ほか 30 筆
刈谷市（権利設定）	9 者	泉田町割田 52 番 1 ほか 49 筆
刈谷市（権利移転）	2 者	今川町鍋田 12 番 1 ほか 10 筆
安城市（権利設定）	4 者	里町南歌口 44 番ほか 13 筆
西尾市（権利設定）	45 者	室町東毘沙門 20 番ほか 296 筆
西尾市（権利移転）	2 者	吉良町宮迫櫛木 178 番ほか 877 筆
知立市（権利設定）	1 者	八橋町半ノ木 64 番ほか 2 筆